

訪 問 看 護 契 約 書 (介護予防)

小鹿野町（以下「事業者」といいます。）と _____（以下「利用者」といいます。）とは、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対して介護保険法令の趣旨に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防訪問看護サービス（以下「サービス」といいます。）を提供し、利用者は、事業者に対してそのサービスの提供に対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、事業者または利用者から、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問看護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」に沿って「介護予防訪問看護計画書」を作成します。

2 事業者は、介護予防訪問看護計画の作成に当たり、その主要な事項について利用者及びその家族に説明し、利用者の同意を得ます。

3 事業者は、作成した介護予防訪問看護計画書を利用者に交付します。

（サービスの内容）

第4条 サービスの内容は、重要事項説明書及び契約書別紙に定めたとおりです。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、介護予防訪問看護計画書に基づき、前項に定めた内容のサービスを提供します。

3 前項のサービス従業者とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士です。

4 事業者は、介護予防訪問看護計画が利用者との合意に基づいて変更され、サービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了解を得て新たな内容の契約書別紙を作成し、お互いに取り交わすこととします。

（サービス提供時の記録票）

第5条 事業者は、サービスの実施ごとに内容等を本契約書と同時に交付する記録票に記入し、サービスの終了時に利用者から確認を受けることとし、その記録票の控えを利用者に交付します。

2 事業者は、サービスの提供に関して記録することとし、本契約の終了後2年間保管します。

(1) 主治の医師による指示の文書

(2) 介護予防訪問看護計画書

(3) 介護予防訪問看護報告書

(4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 利用者に対するサービスの提供による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

3 利用者は、事業者の業務時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項の記録を閲覧することができます。

4 利用者は、第2項に定める記録の複写物の交付を事業者に請求し交付を受けることができます。この場合、事業者は、交付に要する費用を利用者に請求することができるものとします。

(料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として契約書別紙に定める利用単位ごとの料金を基準に算定した日ごとの額を、サービスを提供された月ごとにまとめ、翌月の末日までに支払うこととします。

2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

3 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用した水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 事業者は、利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合、利用者に対して契約書別紙に定める算定方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。

3 事業者は、前項の料金について、第6条に定める他の料金と合わせて利用者に請求します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2 利用者が前項の変更について承諾する場合、新たな料金に基づく契約書別紙を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更について承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対して契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することにより、本契約を解約することができます。但し、利用者の病変等やむを得ない事情が生じた場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知であっても、本契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

3 利用者は、次の事由に該当した場合、事業者に文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができるものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 事業者は、次の事由に該当した場合は、利用者に文書で通知することにより直ちに 本契約を解約することができます。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、支払の催告を行ったにもかかわらず、催告から2週間以内に支払われない場合
 - (2) 利用者又はその家族などが事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要支援認定区分が、要介護又は自立と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第 10 条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことなく、契約終了後も同様とします。

但し、サービス担当者会議等においては、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合があります。

(賠償責任)

第 11 条 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第 12 条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(社会情勢及び天災)

第 13 条 事業者は、社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱によりサービス提供が困難な場合は、日程及び時間を調整する場合があります。但し、やむを得ない事情によりサービス提供が遅延又は不能となった場合は、事業者は利用者に対して損害賠償責任を負わないものとします。

(身分証携行義務)

第 14 条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、身分証を提示します。

(連携)

第 15 条 事業者は、サービスの提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(苦情対応)

第 16 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応し

ます。

2 事業者は、要望、苦情等を受け付けた場合は、当該内容を記録します。

(信義誠実の原則)

第 17 条 事業者及び利用者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 18 条 事業者及び利用者は、本契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることについて予め合意します。

訪問看護重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 提供するサービスについての相談窓口（連絡先）

電話 75-2332（8時30分～17時15分まで）

FAX 75-3313

管理者 山崎 昌子

※不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 小鹿野町訪問看護ステーション（訪問看護事業所）の概要

(1) 訪問看護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	小鹿野町訪問看護ステーション
所在地	小鹿野町小鹿野300番地
介護保険指定事業者番号	埼玉県 1164890034
通常の事業を実施する地域	小鹿野町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町

※上記地域内にお住まいの方は、訪問看護師が訪問する交通費は無料です。

(2) 訪問看護事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		業務全般の管理 国保町立小鹿野中央病院看護部長兼務	1名
従業者	看護師	3名	1名	介護予防訪問看護計画 介護予防訪問看護	4名
	事務職員		1名	事務全般	1名
	理学療法士 作業療法士	必要に応じて従事		介護予防訪問看護計画に基づくリハビリテーション	

(3) 営業日・営業時間

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までは除く）

② 営業時間 8時30分～17時15分

※連絡体制 通常時間外も24時間連絡体制をとっています。

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祝	緊急時等特別な場合に限りです。				

※時間帯により料金が異なります。

3 運営の方針

- (1) サービスの提供にあっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 小鹿野町訪問看護ステーションは、指定介護予防訪問看護を主治医の指示に基づき提供するとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、居宅介護サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービス内容

(1) 介護予防訪問看護計画の作成

主治医の指示並びに利用者に係る地域包括支援センター介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。

(2) 具体的なサービス内容

- ① 病状及び心身の状況の観察
- ② 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事、排せつ等の日常生活の世話
- ④ 服薬管理
- ⑤ 褥瘡の予防及び処置
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 認知症ケア
- ⑨ 緩和ケア
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ 家族及び介護者に対する介護方法の指導
- ⑫ その他医師の指示に基づく医療ケア

5 利用料金

(1) 利用料（詳細は契約書別紙に記載しておりますので、ご確認ください。）

介護保険の予防給付サービスの利用料は、負担割合に応じた基本利用料（料金表）の1割、2割又は3割です。但し、介護保険の予防給付の範囲を超えたサービス利用に係る利用料は、全額自己負担となります。

① 料金設定の基本となる時間

実際のサービス提供時間でなく利用者の介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

② 基本料金に対する割増料金

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は、25%増し、深夜（22時～翌日6時）は、50%増しとなります。

③ 法定代理受領ができない場合

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができな

くなる場合があります。その場合は、一旦利用時間の金額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日住所地の介護保険担当窓口（小鹿野町は福祉課）に提出により、差額の払戻しを受けることができます。

④ キャンセル料金

サービス実施当日の8時30分までに連絡がなく、利用者からサービス中止を申し出た場合は、キャンセル料として基本料金（自己負担分）を負担いただきます。但し、利用者の様態の急変や急な入院等、緊急のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

(2) その他

- ① 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気料金等については、利用者に負担いただきます。
- ② 利用料金については、サービス提供の月ごとにまとめて納付いただきます。お支払い方法は、現金又は利用者が指定する口座からの自動振替となります。
- ③ お支払いが確認できましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。税の還付申告をする場合、必要となることがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) 担当する看護職員等の変更を希望される方はお申し出ください。
利用者のご希望をできるだけ尊重して調整いたしますが、人員体制などの状況により、ご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に行っています。

7 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防サービス計画立案のためのサービス担当者会議及び連絡調整において、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター職員、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と、必要最低限の範囲で用いる場合があります。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

8 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合、また、サービスの提供中に万が一事故が発生した場合は、主治医、家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	医療機関の名称	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先 (家族)	氏名	
	連絡先	
介護支援 専門員	事業所の名称	
	氏名	
	連絡先	

9 サービス内容に関する苦情申立の窓口

(1) 小鹿野町訪問看護ステーション TEL 0494-75-2332
(受付時間 月～金曜日※祝日を除く 8時30分から17時15分まで)

(2) 利用者の住所地の保険者（介護保険担当窓口）

小鹿野町福祉課 介護保険担当 TEL 0494-75-4104

秩父市福祉部高齢者介護課 TEL 0494-25-5205

横瀬町福祉介護課 TEL 0494-25-0116

皆野町福祉課 TEL 0494-62-1233

長瀬町健康福祉課 TEL 0494-66-3115

(受付時間 月～金曜日※祝日を除く 8時30分から17時15分まで)

(3) 埼玉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情対応係 TEL 048-824-2568

(受付時間 月～金曜日 ※祝日を除く 8時30分から12時00分・
13時00分から17時15分)

10 当ステーションの事業者概要

(1) 名称・法人種別 小鹿野町訪問看護ステーション（小鹿野町立）

(2) 代表者役職・氏名 小鹿野町長 森 真太郎

(3) 所在地 小鹿野町小鹿野300番地

(4) 業務内容 指定介護予防訪問看護

11 第三者評価の実施状況 なし

事業者並びに利用者は、契約内容及び訪問看護重要事項説明書について、内容を確認し、承諾しましたので契約を締結いたします。

本契約を証するため、本書を2通作成し、事業者並びに利用者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

事業者

事業者名	小鹿野町	
事業所	小鹿野町訪問看護ステーション (指定介護予防訪問看護事業者	1164890034)
住所	小鹿野町小鹿野300番地	
代表者名	小鹿野町長 森 真太郎	印
説明者 氏名		印

利用者

住所		
氏名		印
家族等の代表者(続柄:)	
住所		
氏名		印